

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九二 七五

人事院規則九二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（専門行政職俸給表の適用範囲）</p> <p>第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p>	<p>（専門行政職俸給表の適用範囲）</p> <p>第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p>

一〇三 (略)

四 沖縄総合事務局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び国土交通省海事局の船舶検査測度官

五〇十二 (略)

一〇三 (略)

四 沖縄総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び船舶検査官

五〇十二 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。